

(目的)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギーの導入拡大、住宅の省エネルギー化の推進及び災害時に活用可能な自立・分散型エネルギーの導入促進を目的として、家庭用低炭素化促進設備（以下「低炭素化設備」という。）の設置を推進し、地球温暖化対策に寄与するため、低炭素化設備を購入し設置した者に対し、鹿沼市家庭用低炭素化促進設備導入報奨金（以下「報奨金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(報奨金の支給対象)

第2条 報奨金の支給対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内の住宅に低炭素化設備を購入し設置した者
- (2) 市内の低炭素化設備を設置した住宅の場所に住所を有し、居住している者
- (3) 低炭素化設備を設置した住宅が店舗等との併用住宅又は集合住宅の場合は、自ら居住する部分のみで電力を使用している者
- (4) 市税及び国民健康保険税（以下「市税等」という。）の滞納がない者

2 報奨金の支給対象となる設備は、別表1に定めるとおりとする。

(報奨金の額等)

第3条 報奨金の額は、別表2のとおりとし、予算の範囲内で支給する。

2 報奨金は、報奨金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）に対し、別表3により使用期限付商品券（以下「商品券」という。）で支給する。

(報奨金の支給申請)

第4条 申請者は、鹿沼市家庭用低炭素化促進設備導入報奨金支給申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 家庭用低炭素化促進設備導入実績書（様式第2号）
- (2) 工事請負契約書又は住宅購入に係る売買契約書等の写し
- (3) 費用内訳書（設備の設置に要する費用の内訳がわかるもの）
- (4) 領収書の写し
- (5) 住宅等の全景及び設備の設置状況がわかるカラー写真
- (6) 工事完了証明書（様式第3号）
- (7) 住民票の写し
- (8) 環境省による二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付決定書またはBELS評価書（ZEH申請に限る）
- (9) その他市長が必要と認めるもの

2 この要綱に基づく報奨金又はこれに類する報奨金、補助金（以下「報奨金等」という。）の支給を受けた者は、当該報奨金等に係る低炭素化設備と同一の設備について、再度この要綱に基づく報奨金の支給を受けることはできない。この場合において、当該報奨金等に係る低炭素化設備とは、別表1に定める「発電設備」、「蓄電設備」及び「ZEH」とす

る。

(報奨金の支給決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、支給の可否を決定する。

2 市長は、前項の決定をしたときは、鹿沼市家庭用低炭素化促進設備導入報奨金支給決定通知書(様式第4号)又は鹿沼市家庭用低炭素化促進設備導入報奨金不支給決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(商品券の受取り等)

第6条 報奨金の支給決定を受けた者(以下、「支給決定者」とする。)が、商品券を受け取る時は、鹿沼市家庭用低炭素化促進設備設置導入報奨金支給決定通知書及び身分証明書を市長に提示し、市の定める受領書に署名するものとする。

2 商品券の受取りを支給決定者以外の者が行うときは、委任状を市長に提出しなければならない。

3 支給決定者は、支給決定通知書(様式第4号)に記載した期日(以下「受取期限」という。)の受取期限までに商品券を受け取らなければならない。

4 支給決定者が受取期限までに商品券を受け取らなかったときは、市長は、当該商品券を支給決定者に支給したものとみなす。

(支給決定の取消し及び報奨金の返還)

第7条 市長は、報奨金の支給を受けた者(以下「報奨金受給者」という。)が、不正な手段により報奨金の支給を受けたと認めるときは、支給の決定を取り消し、期間を定めてその全部を現金により返還することを命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により報奨金の返還を命じたときは、報奨金返還命令書(様式第6号)により報奨金受給者に通知するものとする。

(協力依頼)

第8条 市長は、報奨金受給者に対し、必要に応じて発電量などのデータの提供その他の協力を求めることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(適用期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

(鹿沼市家庭用「省・創・畜」エネルギー設備導入報奨金支給要綱の廃止)

2 鹿沼市家庭用「省・創・蓄」エネルギー設備導入報奨金支給要綱は、廃止する。

(鹿沼市家庭用再生可能エネルギー設備導入報奨金支給要綱の廃止)

3 鹿沼市家庭用再生可能エネルギー設備導入報奨金支給要綱は、廃止する。

(経過措置)

- 4 改正後の鹿沼市家庭用低炭素化促進設備導入報奨金支給要綱の規定は、平成31年度以降の年度分の報奨金の支給について適用し、平成30年度分までの報奨金の支給については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年1月26日決定)

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

別表1 (第2条、第4条関係)

低炭素化設備	対象となる設備の要件	その他の要件
発電設備	太陽光発電 太陽電池モジュールの出力の合計値又はインバータの出力が10キロワット未満であること。	(1) 住宅用の未使用品であること。 (2) 設備の設置工事を完了した日が報奨金の支給申請日の属する年度の前年度の4月1日以後であること。 (3) 既築住宅に限る。(建築完了より1年以上経過している住宅)
蓄電設備	リチウムイオン蓄電池 設備を設置した住宅に太陽光発電設備が設置されていること。	(1) 住宅用の未使用品であること。 (2) 設備の設置工事を完了した日が報奨金の支給申請日の属する年度の前年度の4月1日以後であること。 (3) 設備の設置に要した費用が50万円以上であること。 (4) 既築住宅に限る。(建築完了より1年以上経過している住宅)
ZEH(ゼッチ) (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)	ZEH 外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅であり、平成27年12月に経済産業省が策定したZEHロードマップにおける「ZEHの定義」(Nearly ZEHを除く)を満たすことが証明できる住宅であること。	(1) 環境省による二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付決定書もしくはBELS評価書でZEHの証明ができること。 (2) 設備の設置工事を完了した日が報奨金の支給申請日の属する年度の前年度の4月1日以降であること。 (3) 新築住宅に限る。

鹿沼市家庭用低炭素化促進設備導入報奨金支給要綱

別表 2 (第 3 条関係)

再エネ設備	報 奨 金 の 額
発電設備	30,000円
蓄電設備	40,000円
ZEH	150,000円

別表 3 (第 3 条関係)

居 住 地 区	商 品 券 の 別
・鹿沼地区 ・菊沢地区 ・東大芦地区 ・北押原地区 ・板荷地区 ・西大芦地区・加蘇地区 ・北犬飼地区 ・東部台地区・南摩地区 ・南押原地区	鹿沼商工会議所の発行する鹿沼市共通商品券
・粟野地区 ・粕尾地区 ・永野地区 ・清洲地区	粟野商工会の発行する粟野商品券

鹿沼市家庭用低炭素化促進設備導入報奨金支給要綱

様式第 1 号

様式第 1 号

鹿沼市家庭用低炭素化促進設備導入報奨金支給申請書

年 月 日

鹿 沼 市 長 宛

住 所

氏 名

印

(※ 本人自署による署名の場合は押印は不要です)

鹿沼市家庭用低炭素化促進設備導入事業を実施したので、鹿沼市家庭用低炭素化促進設備導入報奨金\_\_\_\_\_円を支給されるよう鹿沼市家庭用低炭素化促進設備導入報奨金支給要綱第 4 条の規定により申請します。

また、申請に当たり、この報奨金の交付に係る審査のため、市税等の納入状況および建築完了状況等を市の職員が確認することについて、同意します。

[添付書類]

- 家庭用低炭素化促進設備導入実績書 (様式第 2 号)
- 工事請負契約書の写し又は住宅購入に係る売買契約書等の写し
- 費用内訳書 (設備の設置に要する費用がわかるもの)
- 領収書の写し
- 住宅等の全景及び設備の設置状況がわかるカラー写真
- 工事完了証明書 (様式第 3 号)
- 住民票の写し
- 環境省による二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付決定書もしくは BELS 評価書 (ZEH 設備に限る) の写し

【報奨金申請代理人】※報奨金の申請手続等を事業者委任する場合は記入

住 所

事業者名

担当者

代表者名

印

電話番号

様式第 2 号

様式第 2 号

家庭用低炭素化促進設備導入実績書

申請者	〒	
	住所	
	ふりがな	Tel (携帯電話など日中つながる番号)
	氏名	- -
1 発電設備 太陽光発電 (既築のみ対象)	事業費	金 円(税込)
	メーカー:	型式仕様:
	設備の出力 (10kw 未満が対象) (小数点以下第 3 位切捨て)	□ . □ □ kW
	工事完了日	年 月 日
2 蓄電設備 リチウムイオン蓄電池 (既築のみ対象)	事業費	金 円(税込)
	メーカー:	型式仕様:
	設備の容量 (小数点以下第 3 位切捨て)	□ □ . □ □ kWh
	工事完了日	年 月 日
3 ZEH (新築のみ対象)	設備の容量 (小数点以下第 3 位切捨て)	発電設備 □ . □ □ kW
		蓄電設備 □ □ . □ □ kWh
	工事完了日	年 月 日
	設置箇所の種類	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 店舗併用 <input type="checkbox"/> 集合住宅

※ 該当する設備にチェックし、必要事項を記入してください。複数申請する場合は該当する設備を全てチェックし記入してください。

報奨金の額の算出 (1・2 は同時申請可)

設備の種類別	報奨金の額	申請対象設備に <input checked="" type="checkbox"/>
1 発電設備	一律 30,000 円	<input type="checkbox"/>
2 蓄電設備	一律 40,000 円	<input type="checkbox"/>
3 ZEH	一律 150,000 円	<input type="checkbox"/>
<b>報奨金の額</b>		<b>□ □ □ , 0 0 0 円</b>

鹿沼市家庭用低炭素化促進設備導入報奨金支給要綱

様式第3号

様式第3号

工事完了証明書

家庭用低炭素化促進設備設置工事に関して、下記内容に相違ないことを証明します。

設置者氏名	
設置場所	
設備の種類	<input type="checkbox"/> 発電設備（太陽光発電） <input type="checkbox"/> 蓄電設備（リチウムイオン蓄電池） <input type="checkbox"/> ZEH
工事完了日	年 月 日

年 月 日

鹿 沼 市 長 宛

事業者住所

事業者名

代表者名

印

鹿沼市家庭用低炭素化促進設備導入報奨金支給要綱

様式第4号

様式第4号

鹿沼市家庭用低炭素化促進設備導入報奨金支給決定通知書

鹿沼市指令環第 号

住 所  
氏 名 様

年 月 日付で申請のあった鹿沼市家庭用低炭素化促進設備導入報奨金について下記のとおり支給を決定したので通知します。

年 月 日

鹿沼市長 佐藤 信 印

記

- 1 決 定 金 額 金 円  
2 支 給 する 商品 券  
3 受 取 期 限 年 月 日まで

※報奨金（商品券）を受領するときは、受け取る方の本人確認ができる証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）を提示してください。

報奨金（商品券）受領書 鹿沼市指令環第 号

鹿沼市長 宛

下記のとおり、鹿沼市家庭用低炭素化促進設備導入報奨金（商品券）を受領しました。

受領日 年 月 日  
支給決定額 円

支給決定者

住 所  
氏 名

委 任 状

私は、下記の者に鹿沼市家庭用低炭素化促進設備導入報奨金（商品券）の受領を委任します。

【報奨金を受け取りに来る人】（支給決定者が記入してください。）

住 所  
氏 名

鹿沼市処理欄

身分証明書の種類 運転免許証・マイナンバーカード・住基カード・その他（ ）

確認者



鹿沼市家庭用低炭素化促進設備導入報奨金支給要綱

様式第5号

様式第5号

鹿沼市指令環第 号

住 所

氏 名 様

鹿沼市家庭用低炭素化促進設備導入報奨金不支給決定通知書

年 月 日付で申請のあった鹿沼市家庭用低炭素化促進設備導入報奨金  
について、下記のとおり支給しないことを決定したので通知します。

年 月 日

鹿沼市長 佐 藤 信 印

記

- 1 支給しないことを決定した理由

鹿沼市家庭用低炭素化促進設備導入報奨金支給要綱

様式第6号

様式第6号

住 所

氏 名

様

鹿沼市家庭用低炭素化促進設備導入報奨金返還命令書

年 月 日付鹿沼市指令環第 号で支給決定のあった鹿沼市家庭用低炭素化促進設備導入報奨金について、  
すでに支給した 円を下記のとおり現金で返還されるよう通知します。

年 月 日

鹿沼市長 佐藤 信 印

記

1 返 還 金 額 金 円

2 返 還 の 期 限  
年 月 日

3 返 還 と な る 理 由